

1月～3月に若者向け悪質商法被害防止キャンペーンを実施します **悪質商法かも!? 勧誘されたら188番**

東京都は、若者の消費者被害の未然防止・早期発見を図るため、期間中に様々な事業を実施します。

キャンペーン概要

■ 動画放映

ほのか
タレントの西村歩乃果さんが出演！
若者に多い悪質商法の手口を紹介し、
被害防止を呼びかけ

※詳細は裏面に記載



- 都内高校の2年生に
消費者教育・啓発ノートを配布（1月～）
- 若者向けのインターネット広告を実施（2月～）
- 若者から公募したCMシナリオ等をもとに映像作品を制作し公開（3月～）

■ 関東甲信越ブロックとの共同実施

● ポスター・リーフレット配布

「ボク、カモかも…」などキャンペーン
キャラクターが登場するポスター・
リーフレットを都内各所に掲出・配布

▶ 主な掲出・配布先

- ・都内高校・大学・短大・専門学校
- ・警察署・駅(東京メトロ)
- ・ネットカフェ・ボウリング場等



● 特別相談の実施

都では、3月10日・11日に「若者のトラブル110番」を実施

※関東甲信越ブロック（1都9県6政令指定都市1団体）

東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・栃木県・茨城県・群馬県・山梨県・長野県・新潟県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市・新潟市、国民生活センター

詳しくはこちらをご覧ください。



https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/center/campaign/wakamono_press.html



【問合せ先】東京都消費生活総合センター
《啓発事業》活動推進課
03-3235-1157 (直通)
《特別相談》相談課
03-3235-1219 (直通)

若者向け啓発用動画

タレントの西村歩乃果さんが出演し、悪質商法の被害防止を呼びかけます！

動画内容

若者が被害に遭いやすい商法や気をつけるべきキーワードを紹介し、
「困ったら188に相談」と「**188（消費者ホットライン）**」を周知



【30秒版】

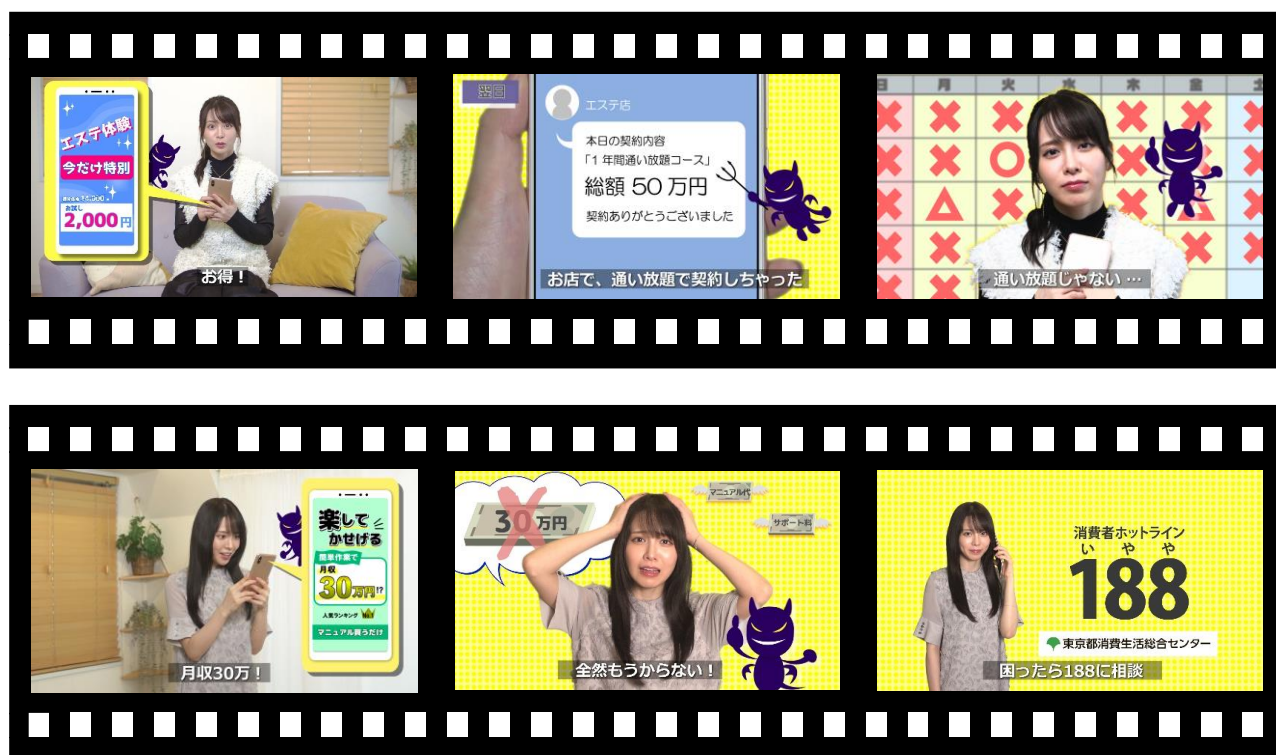
<https://youtu.be/xicnrBYE-cl>



【15秒版】

<https://youtu.be/rN08un-l3ag>

※「消費者ホットライン」188（局番なし）は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。



※動画は、15秒版と30秒版の2種類です。上記画像は、30秒版動画です。

広報展開

● インターネット（先行配信）

HP「**東京くらしWEB**」

東京都公式動画チャンネル「**東京動画**」 ➡ 令和6年12月11日(水曜日)から1年間

● SNS等を活用した動画広告

YouTube、X(旧Twitter)等での動画広告 ➡ 令和7年1月から3月まで

● 交通広告

JR中央線快速「**トレインチャンネル**」

都営浅草線・三田線・新宿線・大江戸線「**チカッ都ビジョン**」 ➡ 令和7年3月3日(月曜日)から9日(日曜日)まで
京王電鉄「**K-DGビジョン**」

● 街頭ビジョン（予定）



令和7年1月から3月まで